

2019年10月1日、消費税の軽減税率制度がスタート
事業者の皆さん、仕入税額控除の方式が変わります！

**救える命を救うために
救急医療の適正利用を**

近年、救急車や救急病院を不適正に利用する人が増えています。

本当に救急医療を必要とする人のため、適正な利用にご協力ください。



■日頃の心がけ

- 昼間の診療時間内に受診しましょう
- 「かかりつけ医」を持ちましょう

■不適正な利用の例

- ×夜は空いているから
- ×日中は仕事で忙しいから
- ×救急車は早く病院に着けるから
- ×タクシーはお金がかかるから



※本当に必要なときには、迷わず救急車・救急医療機関を利用しましょう

■夜間・休日の当番病院

夜間・休日は、当番病院へ電話をしてから受診してください。

○やまなし医療ネット

<https://www.yamanashi-iryo.net>

○峡北消防本部テレホンガイド

☎22-8181

○山梨県救急医療情報センター

☎055-224-4199

■問い合わせ

健康づくり課（保健福祉センター内）

☎23-4310

消費税・地方消費税の税率10%への引上げと同時に、飲食料品（酒類・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご活用ください。

制度についての詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください。



- 問い合わせ
 ※受付時間：平日9時～17時
 〈制度について〉
 消費税軽減税率
 電話相談センター
 ☎0120・205・553
 ナビダイヤル
 ☎0570・030・456
 (ナビダイヤルは通話料がかかります)
 〈補助金について〉
 軽減税率対策補助金事務局
 ☎0120・398・111

楽しくもの忘れを予防しましょう！

「脳若返り教室」参加者大募集！



「脳若返り教室」は、タブレットを使った「もの忘れ予防」のための脳トレーニング教室です。視覚・聴覚・指先からの刺激で脳を活性化させ、もの忘れの予防を目指します。脳若返り教室で、脳と体と心の健康を保ちましょう。

■内容 タブレットを使った脳のトレーニング
 ※タブレットの使い方教室ではありません。

■対象者 市内に住所がある65歳以上の方で、自身で教室へ通うことのできる方

■会場 保健福祉センター

■定員 20名（要申込み・先着順）

■参加費 無料

■持ち物 筆記用具・動きやすい服装・眼鏡等（必要な方のみ）

■申込み・問い合わせ

もの忘れ相談センター（保健福祉センター内）

☎23-4464 ☎23-4316



【脳若返り教室後半コース日程】

回数	日程
1	10月11日（金）
2	10月25日（金）
3	11月 8日（金）
4	11月22日（金）
5	12月 6日（金）
6	12月20日（金）
7	1月10日（金）
8	1月24日（金）
9	2月 7日（金）
10	2月21日（金）
11	3月 6日（金）
12	3月19日（木）

10時～11時30分
 (9時30分から受付)

※12回目のみ木曜日の開催となります。